

# 令和2（2020）年度 特定テーマ調査報告書

特定テーマ

インクルーシブ教育システムの推進について  
～通常の学級における発達障害等のある子どもへの支援～

令和2（2020）年10月

文教警察委員会

# 目 次

I	はじめに	1
II	委員会の活動状況	2
III	現状・課題	4
IV	提言	11
V	おわりに	14
VI	委員名簿	15
VII	調査関係部課	15

## I はじめに

障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える「共生社会」の実現を目指して、インクルーシブ教育システム<sup>※1</sup>の推進に向けた特別支援教育の充実が求められている。

本県では、令和2（2020）年度から、小学校第1学年から中学校第3学年まで35人以下学級が完全実施されたことにより、きめ細かな指導の充実が期待されているが、教育現場では、発達障害等のある児童生徒への支援に苦慮している現状が見受けられることから、通常の学級における発達障害等のある児童生徒に対する適切な指導と必要な支援を充実させるための取組が求められる。

そこで、本委員会では、「インクルーシブ教育システムの推進について～通常の学級における発達障害等のある子どもへの支援～」を特定テーマに選定し、調査・研究を行うこととした。

特定テーマの調査・研究に当たっては、県の具体的な取組状況等について調査するとともに、医療関係者、学識経験者、学校教育関係者等との意見交換や、これらを踏まえた委員間討議など積極的な活動を行ってきた。

本報告書は、こうした本委員会における調査・研究活動の成果をまとめたものである。

---

※1 障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができる仕組みのこと。

## II 委員会の活動状況

- 1 令和2（2020）年4月20日（月） **【第1回委員会】**  
特定テーマを「インクルーシブ教育システムの推進について～通常の学級における発達障害等のある子どもへの支援～」とした。
- 2 令和2（2020）年5月15日（金） **【第2回委員会】**  
執行部から、県の取組の現状等について聴取し、質疑を行った。
- 3 令和2（2020）年6月4日（木） **【第3回委員会】**  
執行部から、特定テーマに関する先進地（栃木市、兵庫県、三重県）の取組の状況等について聴取し、質疑を行った。
- 4 令和2（2020）年7月9日（木） **【第4回委員会】**
  - (1) 参考人を招致し、特定テーマに関する取組の状況等について聴取し、質疑を行った。  
〈参考人及び聴取事項〉
    - ①小黒 範子氏（とちぎっ子発達クリニック 院長）  
特定テーマに関する医学的な見地からの現状等
    - ②司城 紀代美氏（宇都宮大学大学院教育学研究科 准教授）  
特定テーマに関する教育的な見地からの現状等
    - ③野澤 千鶴子氏（栃木県教育委員会 スクールソーシャルワーカー）  
大森 清隆氏（真岡市教育委員会 スクールソーシャルワーカー）  
特定テーマに関する教育現場の現状等
  - (2) 参考人からの聴取の内容を踏まえて、委員間討議を行った。
- 5 令和2（2020）年8月3日（月） **【第5回委員会】**
  - (1) 参考人を招致し、特定テーマに関する取組の状況等について聴取し、質疑を行った。  
〈参考人及び聴取事項〉
    - ①北原 博司氏（さくら市立氏家小学校 校長）  
特定テーマに関して、学校現場における管理者の立場からの現状等
    - ②吉田 昭子氏（宇都宮市立豊郷中央小学校 非常勤講師）  
特定テーマに関する学校現場の現状等
    - ③関 一浩氏（那珂川町教育委員会学校教育課 主幹兼指導主事）  
特定テーマに関する教育現場の現状等
    - ④庄司 和美氏（栃木市教育委員会学校教育課 課長補佐兼指導主事）  
特定テーマに関する教育現場の現状等
  - (2) 参考人からの聴取の内容を踏まえて、委員間討議を行った。

- 6 令和2（2020）年9月7日（月） **【第6回委員会】**  
これまでの調査・研究の内容等を踏まえて、委員間討議を行った。
- 7 令和2（2020）年9月30日（水） **【第7回委員会】**  
報告書骨子案について検討を行った。
- 8 令和2（2020）年10月20日（火） **【第8回委員会】**  
報告書案について検討し、決定した。

### Ⅲ 現状・課題

#### 1 背景及び検討の視点

平成19（2007）年に学校教育法の一部改正があり、通常の学級においても、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が法的に位置づけられた。また、平成25（2013）年の学校教育法施行令の一部改正で、障害のある児童生徒の就学先の決定について、本人の障害の状態だけではなく、教育上必要な支援の内容、地域の教育体制の整備状況やその他の事情を勘案して行うよう規定された。これらのことにより、小・中学校においても、障害のある児童生徒の在籍が多くなるとともに、通級による指導や特別支援学級で指導を受ける児童生徒数も増加している。

こうした中、本県では、インクルーシブ教育システムの推進に向け、小・中・高等学校において、校内支援体制を整え、発達障害等を含む障害のある児童生徒に対して、一人一人の障害の状態に応じた指導・支援に取り組んできたところであり、また、令和2（2020）年度からは、小学校第1学年から中学校第3学年まで35人以下学級が完全実施されたことにより、きめ細かな指導の充実が一層期待される場所である。

しかしながら、教育現場では、指導方法等が十分に確立しているとは言い難いことや、一人一人の障害に応じた指導方法等を選択・実践する能力等も求められてくることから、発達障害等のある児童生徒への指導・支援について、苦慮している現状があり、教員による適切な指導と必要な支援を一層充実させるためには、学校内での支援体制の強化、教員の専門性の向上等を図っていくことがますます重要である。

そこで、本委員会では、特定テーマの調査・研究に当たり、以下の視点から様々な検討を行うこととした。

- (1) 校内支援体制等の強化
- (2) 教員の専門性の向上
- (3) スクールソーシャルワーカーの活用
- (4) 個別の教育支援計画が引き継がれるシステムの構築
- (5) 就学指導の充実

## 2 現状と課題

### (1) 校内支援体制等の強化

#### ア 現在の取組状況

##### ○ 校内支援体制

県内全ての小・中学校において、校内委員会を設置し、障害のある児童生徒の実態把握や支援内容の検討等を行うとともに、特別支援教育コーディネーターを指名し、校内支援体制の整備及び学級担任や保護者への支援を行っている。

小・中学校の通常の学級担任や教科担任は、管理職、特別支援教育コーディネーター、県や市町が配置する非常勤講師、市町が配置する特別支援教育支援員と連携し、教育上特別の支援を必要とする児童生徒の学習支援に当たっている。

##### ○ 非常勤講師の配置（スマイルプロジェクト）

県は、スマイルプロジェクトとして、学校種や規模の大小を問わず、市町からの要望を踏まえ、緊急度、必要度の高い学級や学校に対して、小学校低学年、特別支援学級、その他（注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等）の三つの区分で非常勤講師を配置し、学級担任の学級経営を支援している（220名配置）。

##### ○ 相談支援体制

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能を有しており、各学校の要請等に応じて支援を行っている。

なお、各学校への巡回相談や指導訪問等は、以前は県教育委員会が実施していたが、市町教育委員会の各学校への支援体制が整ってきたことから、現在は、設置者である市町教育委員会が主体となり実施している。

#### イ 参考人からの意見等

宇都宮大学大学院准教授からは、学校において、特別支援教育の中心的な役割を果たす教員の重要性についてご意見をいただいた。

市町教育委員会指導主事からは、通常の学級には担任だけでは対応が難しい児童生徒も在籍していることがあるため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内支援体制を整え、チームで関わっていけるような環境づくりに取り組んでいる現状を伺い、校内支援体制の更なる充実が課題であるとのことをご意見をいただいた。

小学校校長からは、学校現場の責任者として組織での対応、具体的には、校長、教頭、主幹教諭、学級担任、学年主任、児童指導主任、特別支援教育コーディネーター及び養護教諭で情報共有を行い、対応策を検討し、即実践している現状をご説明いただいた。

一方、小学校の非常勤講師からは、担任との情報共有の重要性を理解しながらも、その時間確保が難しい現状についてご説明いただいた。

## ウ 課題

### ○ 校内支援体制

学校における特別支援教育推進のため、その中心となる特別支援教育コーディネーターの育成は重要であり、チームとして関わっていくためには、それぞれが求められる役割を熟知しておく必要がある。

また、特別な支援を必要とする生徒は高等学校にも進学していくことから、高等学校においても、校内支援体制を整備する必要がある。

### ○ 非常勤講師の配置

基本的な生活習慣が身に付いていない児童や集団生活への不適応を起こす児童が小学校低学年の学級に多数在籍していたり、障害の状態が多様な児童生徒が特別支援学級に在籍していたり、様々な児童生徒（ADHD、LD等）が一つの学級に在籍していたりするなど、各学校の置かれた状況は様々である。

また、発達障害等があり、特別支援教育の対象となる児童生徒数は全国的に増加しており、本県でも、通常の学級における「個別の指導計画」※2の作成が必要な児童生徒数は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの2年間で531名増加している。

このような中、各学校の様々な状況を勘案しながら、非常勤講師の配置に努めているところであるが、必要とされる人員を配置することができておらず、マンパワーが不足している。参考人からも、学校現場での人員増の必要性について意見が出されていた。特別な支援を必要とする児童生徒をしっかりと支援するための対応が必要である。

通常の学級における個別の指導計画の作成が必要な児童生徒数

（小学校）	在籍数	作成が必要と判断	判断率
平成30年度	97,126人	6,324人	6.5%
令和元年度	95,355人	6,424人	6.7%
令和2年度	93,145人	6,586人	7.1%

（中学校）	在籍数	作成が必要と判断	判断率
平成30年度	49,942人	1,264人	2.5%
令和元年度	49,032人	1,562人	3.2%
令和2年度	48,643人	1,533人	3.2%

### ○ 相談支援体制

各学校への巡回相談や指導訪問等は、市町教育委員会が主体となり実施しているが、市町によって取組に差がある。

---

※2 個々の児童生徒の実態に応じて指導を行うために作成するもので、一人一人の指導目標、指導内容及びその方法等が記載されている。



## (2) 教員の専門性の向上

### ア 現在の取組状況

県教育委員会は、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上を目的として、職位や経験年数等に応じた会議や研修会を開催している。その内容は、理論的な講話から、実践的な研究協議や事例研究に移行しており、特に、管理職に対しては、実際に特別支援学校等において、児童生徒への指導・支援の状況を見学した後、研究協議等を行っている。

また、校内支援体制の構築に向けて、児童指導主任・生徒指導主事等を対象に研修を実施し、令和元（2019）年度からは特別支援教育コーディネーターに特化した研修を再開した。

### イ 参考人からの意見等

宇都宮大学大学院准教授からは、特別支援教育の研修に関わっている立場から、「通常の学級担任にも特別支援教育に関する知識や技能が求められるようになってきたと言われるが、教員に求められるのは、その教育的ニーズ、子どもの状態を把握する力、それを授業や学級経営に生かしていく力」とのご意見をいただいた。

また、市教育委員会指導主事からは、「通常の学級担任を含め、全ての教員が特別支援教育に関する理解を深めるために、また専門性の向上のために、県の研修内容の一層の充実が必要」とのご意見をいただいた。他の参考人からも研修の必要性・重要性についてご意見をいただいた。

小学校校長からは、「自主研修として、休日等も主体的に研修に参加している教職員がいる」現状も伺った。こうした自主研修は、県教育委員会によれば自費での参加となっているとのことであった。

小学校の非常勤講師からも、専門性向上のため、研修参加への希望を伺った。

さらに、スクールソーシャルワーカーから、学校現場においてスクールソーシャルワーカーをうまく活用できていないことについてご意見をいただいた。

### ウ 課題

通常の学級担任、教科担任においても、発達障害を含めた様々な障害に関する知識を深めるとともに、児童生徒のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握できるようにすることで、適切な指導や必要な支援につなげていくことが期待されているが、一人一人の障害の状態等に応じた指導・支援は十分であるとは言えない状況である。

教員の専門性向上のため、研修の充実を図っていくとともに、非常勤講師等についても、必要な研修に参加できるようにする必要がある。

また、スクールソーシャルワーカーの活用の仕方などについても研修内容に組み入れていくことが求められる。

### (3) スクールソーシャルワーカーの活用

#### ア 現在の取組状況

社会福祉士、精神保健福祉士、福祉や教育分野において活動経験のある者をスクールソーシャルワーカーとして各教育事務所に合計10名配置し、学校訪問等を通じた教員への助言、家庭訪問を通じた児童生徒及び保護者への支援等を行っている（1日6時間、年間105日勤務）。

相談及び支援内容としては、家族関係、不登校、集団不適應及び発達障害に関するものが多く、令和元（2019）年度は、2,732件対応した。そのうち、発達障害に関する事案は、学校や保護者からの相談を含め、232件であった。

また、県内では、14市町が、独自に合計26名のスクールソーシャルワーカーを配置している。市町教育委員会又は保健福祉部局が、学校からの要請を受けて派遣し、ケース会議への出席や家庭訪問等の支援活動を実施している。

#### イ 参考人からの意見等

クリニック院長は、スクールソーシャルワーカーには、発達障害に対する知識・理解、家族関係に対する深い専門性とその向上のための研修が必要であるとし、実際に現場で活動されている市教育委員会のスクールソーシャルワーカーからも、複雑なケースに対応するため、専門性の向上やそのための研修の必要性についてご意見をいただいた。

また、市教育委員会のスクールソーシャルワーカーは、学校は児童生徒が抱えている課題の背景や要因を検討する際に必要となる家庭の状況や環境に関する情報を得られる立場にはないため、スクールソーシャルワーカーが必要な情報を有する関係機関と学校をつなぐ必要性についても言及されていた。

さらに、スクールソーシャルワーカーそれぞれから、多様なケースに対応するための人員増の必要性についてもご意見をいただいた。

#### ウ 課題

発達障害をはじめ様々な事案に対して、迅速かつ適切に支援を行うためには、スクールソーシャルワーカーの増員が必要である。

また、職務の遂行に当たっては高度な専門性が求められることから、技術と経験を備えた人材の確保、さらには資質の向上が求められる。

#### (4) 個別の教育支援計画が引き継がれるシステムの構築

##### ア 現在の取組状況

特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒だけではなく、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒に対しても、「個別の教育支援計画」※<sup>3</sup>を作成し、指導に当たっている。

そして、障害のある児童生徒に対して、長期的な視点で一貫した支援を行うことを目的に、進路先に引き継ぐこととしている。

個別の教育支援計画を作成している児童生徒のうち、進路先へ引継ぎを実施した人数（各年度5月1日現在）

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校等から中学校等への引継ぎ人数（割合）	760 (93.4%)	794 (91.1%)	899 (96.1%)	1,012 (93.5%)
中学校等から高等学校等への引継ぎ人数（割合）	159 (45.4%)	155 (46.7%)	183 (47.4%)	205 (46.5%)

##### イ 課題

個別の教育支援計画を作成している児童生徒のうち、進路先へ引継ぎを実施した人数において、小学校等から中学校等では、毎年95%前後の引継ぎが実施されているが、中学校等から高等学校等では50%を下回る状況にあり、支援情報の引継ぎの充実が必要である。

##### ウ 他県の取組事例

三重県教育委員会では、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間、文部科学省より「発達障害の可能性のある児童生徒に対する連携支援事業」の委託を受け、①進学先に支援情報を適切に引き継ぐ手立て、②進学前後における適切な引継ぎ内容及び時期、③本人・保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築について研究を行い、特に、中学校卒業後、生徒が進学する高等学校が県内広域にわたり、支援を必要とする生徒の居住地での支援情報が途切れがちになることを防ぐため、県内共通の方法で引継ぎが実施できるシステムの構築を進めた。

具体的には、引継ぎモデル（引継ぎの流れ）を中学校及び高等学校に示すことで、見通しを持って対応できるようにした。その結果、中学校から高等学校への引継ぎ数は、平成26（2014）年度末の56人から平成30（2018）年度末には170人となり、引継ぎ数は約3倍になった。

※3 障害のある児童生徒に対して、長期的な視点で一貫した支援を行うことを目的に、保護者や医療、福祉等の関係機関と情報共有を図りながら作成・活用するもので、子どもの各年齢段階における、関係機関による支援の全体像を示すとともに、学校が行う指導の目標や手立て等を示したものの。

## (5) 就学指導の充実

### ア 現在の取組状況

障害のある子どもの就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のない児童生徒等とともに教育を受けられるよう求められている。

そこで、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、市町教育委員会が就学先決定を行っている。

### イ 課題

全ての市町において、教育委員会と保健福祉部局との連携による情報共有が図られているところであるが、その時期、方法には差が見られる状況である。

また、就学先決定に当たっては、十分な時間をかけて障害の特性を理解し、保護者に対して十分な情報提供を行った上で合意形成を図る必要があるが、市町により相談の進め方が異なっており、参考人から取組状況を聴取したところでは、市町によって医学の専門家からのアドバイスの生かし方にも違いがあった。

### ウ 県内の取組事例

那珂川町では、早期から、保健福祉部局、療育機関、教育委員会が関わり、必要に応じて医療機関が、発達障害等のある子どもや保護者に対する支援を行っている。例えば、年中児に対し、保健福祉部局が中心になり訪問を行い、年長児に対しては、年中児での訪問結果を受けて、教育委員会と保健福祉部局が協力して訪問を行っている。町の臨床心理士も積極的に関わっている。

障害のある子どもに対し、就学前から卒業後までの一貫した支援を行うためには、小学校卒業後、中学校卒業後を見通した関わりが大切であるとし、保護者、学校、教育委員会及び関係機関がその子の情報を共有している。特に、保護者に対しては、先を見通した情報提供を行い、適切な就学先について相談し合うなど、じっくりと関わっており、就学前の年長児の保護者面談において、中学校卒業後の進路の話題なども提供している。

また、小学校入学後も定期的に情報交換の場を設け、子どもの成長の様子や必要な支援などについて確認をしている。

就学先決定に当たっては、教育支援委員会を3回開催し、医師の意見も聞くことになっている。就学先の一つの方向性を示し、それを受け、保護者と相談し、町教育委員会が就学先を決定している。最終的には12月ぐらいまで時間をかけて行っている。

## IV 提言

障害のある児童生徒が、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるよう、就学前から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが求められている。

県では、これまで、各学校において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を整え、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して、家庭や医療、保健、福祉等の関係機関と支援情報の共有化を図りながら、指導・支援に取り組んできたところであるが、市町によって取組に差があることから、県としての仕組みづくりも考えながら、インクルーシブ教育システムの一層の充実強化を図っていく必要がある。

本委員会では、通常の学級における発達障害等のある児童生徒への支援を取り巻く現状を踏まえて、適切な指導と必要な支援の更なる充実を図るための取組について、以下のとおり提言する。

### 1 校内支援体制等の強化

#### (1) 校内支援体制

各学校における特別支援教育推進のため、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等の役職ごとの具体的な役割分担を示したガイドラインを作成すること。

また、学校における特別支援教育推進のためには、特別支援教育コーディネーターの役割は重要であることから、特別支援教育に関する専門的な知見、児童生徒への支援を行うために教職員の力を結集できる力量（コーディネート能力）を有する人材の育成を行うこと。

さらに、非常勤講師が、一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を充実させるために、特別支援教育コーディネーターや担任等と情報共有できる仕組みを構築すること。

高等学校においては、必要に応じ、発達障害等の生徒に対する支援等を行う特別支援教育支援員を配置できるよう、制度を創設しておくこと。

#### (2) 非常勤講師の配置

非常勤講師は、小学校低学年の基本的な生活習慣が身に付いていない児童、集団生活への不適應を起こす児童等、特別な支援を必要とする児童等への対応に当たって、非常に有効であることから、現行の非常勤講師の配置（スマイルプロジェクト）を継続し、市町が必要とする非常勤講師の配置に努めること。

また、個別の指導計画の作成が必要な児童生徒は増加しており、小学校で7.1%在籍していることから、25人以上の学級では複数在籍することが考えられる。そのため、現行の非常勤講師の配置（スマイルプロジェクト）とは別に、小学校低学年に25人以上の学級がある学校に、最低限1名配置するというような新たな基準を設け、段階的に増員していくこと。

### **(3) 相談支援体制**

特別支援教育に対しては、市町の取組に差があることから、県において巡回相談員を配置するとともに、医療専門家を含む専門家チームを設置し、各学校が専門家による必要な指導・助言等が受けられるよう、教育相談体制の整備と充実を図ること。また、そのための報酬等の必要な予算を確保すること。

## **2 教員の専門性の向上**

インクルーシブ教育システム推進のためには、全ての教員が、特別支援教育に関する一定の知識、技能を有することが求められる。特に、発達障害等があり、特別支援教育を受ける児童生徒数は増加傾向にあることから、発達障害に関する知識、技能の習得は必要である。

そのため、教員の職位や経験年数等に応じ、講義形式、事例研究の演習形式等、様々な研修を受けられるよう、研修内容を充実させること。併せて、学校内外の関係者が連携して指導・支援を行うことが重要であることから、スクールソーシャルワーカーの活用等、関係機関等と適切な連携を行える実践的な研修も組み込むこと。

また、教員だけではなく、臨時採用教員、非常勤講師も必要な研修に参加できるように、研修体制も見直すこと。

さらに、教員等が必要な研修に参加できるように必要な旅費を確保すること。

## **3 スクールソーシャルワーカーの活用**

児童生徒の多様な教育的ニーズに対応していくためには、教員だけでは限界があることから、児童生徒が置かれた環境への働きかけや、保護者、学校及び地域の関係機関とのネットワーク構築等は、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用すべきである。

そのため、現在、県に10名、14市町に26名配置されているスクールソーシャルワーカーを、文部科学省が目標とする全中学校区に1名となるよう配置すべきである（本県の中学校区数 153区）。なお、配置に当たっては、文部科学省の補助対象要件も踏まえ、市町への配置の支援、単独で配置できない市町への支援や、拠点校への配置など県が配置する場合の配置場所等も含め、県と市町の役割分担、連携の在り方を整理すること。

また、スクールソーシャルワーカーが、福祉の専門家として、児童生徒を取り巻く多様な状況に対応できるようにするため、発達障害等に関する専門的な知見の習得だけではなく、学校内のチーム体制の構築等や関係機関等とのネットワーク構築等のコーディネート能力の向上など、研修内容を充実させること。

さらに、スクールソーシャルワーカーを活用するためには、その人材確保が重要であることから、魅力ある勤務条件となるよう検討すること。なお、その際には、家庭環境、養育状況等のヒアリング等、共通の業務を行っているスクールカウンセラーの賃金体系を参考にするとともに、働きやすさなどを考慮し、柔軟性のある勤務時間なども検討すること。

#### **4 個別の教育支援計画が引き継がれるシステムの構築**

障害のある児童生徒に対して一貫した支援を行うためには、個別の教育支援計画を進路先に適切に引き継いでいくことが重要である。

三重県教育委員会の取組を参考とし、引継ぎが実施できるシステムを構築すること。その際には、引継ぎが適切に行われたかどうかを確認できるものとする。

#### **5 就学指導の充実**

障害のある子どもの就学先は、障害の状態、子どもの教育的ニーズ、子ども・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から決定することになるが、その決定に当たっては、早期から保護者に対して十分な情報提供を行い、保護者の考える時間を十分に確保した上で行うことが重要である。

就学指導については、那珂川町のような事例の紹介はもちろんのこと、保健福祉部局との情報共有や保護者との相談が円滑に行えるよう、県として、市町が留意すべきと考える事項や、医療専門家からの意見の活用の仕方をまとめたガイドラインを作成すること。

## V おわりに

本委員会では、通常の学級における発達障害等のある児童生徒への支援について、参考人招致による意見聴取、委員間討議を重ねるなど、調査・研究を行ってきた。

本報告書は、その中で明らかになった課題や、その解決に向けた方向性等について提言としてとりまとめたものである。

障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒とともに、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるようにするためには、教職員一人一人の取組や各学校での取組はもちろんであるが、教育委員会においても、教職員や学校など現場の声を聞き、それらを支えるための教育環境の整備が非常に重要である。

また、障害のある児童生徒が、生涯にわたり自立し社会参加していくことができるようにするためには、就学前から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、そのためには、市町教育委員会と県教育委員会が連携し、役割分担を図りながら、県全体としての仕組みづくりも必要である。

今後、こうした取組により、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、お互いの違いを理解し合った上で、それぞれが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感や達成感を得ながら、充実した時間を過ごし、持てる力を高め、生きる力を身に付けていけることを願うものである。

執行部におかれては、本委員会において示された各委員の意見や本報告書の提言が県政において十分に反映されることを強く期待するものである。

最後に、本委員会の調査研究活動に御協力をいただいた関係者の皆様に感謝を申し上げ、本委員会の報告とする。



## VI 委員名簿

### 文教警察委員会

委員長	阿部	博美
副委員長	平池	紘士
委員	小池	篤史
委員	金子	武蔵
委員	塩田	ひとし
委員	早川	桂子
委員	阿部	寿一
委員	五十嵐	清

## VII 調査関係部課

教育委員会事務局 学校安全課  
義務教育課  
特別支援教育室